

# 令和6年第1回農業委員会総会議事録

令和6年1月5日  
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和6年1月5日(金)

午後3時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第1号 農地法第3条許可について

議案第2号 農地法第4条許可について

議案第3号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第4号 農地法第5条許可について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

[ 報 告 ]

報告第1号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第7号)

報告第2号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第6号)

報告第3号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第4号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第5号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 児 玉 静 雄
4 番 久保田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 原 惠 子
7 番 川 越 定 光	8 番 金 丸 隆 幸	9 番 德 地 豊
11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦	13 番 長 倉 恭 浩
14 番 岡 原 明 美	15 番 持 原 義 信	16 番 佐 藤 裕 次 郎
18 番 田 中 安 子	19 番 高 間 秀 一	21 番 中 村 和 寛
22 番 外 薊 香	23 番 蛭 原 安 徳	

5. 欠席委員

10 番 川 越 忠 次	17 番 片 上 英 行	20 番 川 越 達 也
24 番 松 田 真 郎		


6. 事務局出席者

局 長	高 吉 哲 生	主幹兼農地調整係長	加 藤 寿 雄
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	前 田 真智子
次長補佐兼総務係長	長谷川 恒 徳	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総 務 係 主 事	石 三 美 鈴		


7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 川越 正彦 

委員 川越 定光 

委員 佐藤 裕次郎 

午後 3 時 0 分開会

○議長（川越） これより令和 6 年第 1 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、10 番川越忠次委員、17 番片上英行委員、20 番川越達也委員、24 番松田真郎委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、7 番川越定光委員、16 番佐藤裕次郎委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、総会の会期及び議事日程等について、タブレット上で御確認をお願いいたします。

なお、議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

タブレット内の「02 令和 6 年第 1 回総会議案」のファイルを押して、内容が表示されましたら、議案書表紙の次の 2 ページを御覧ください。

本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条許可について」は 17 件でございます。

議案第 2 号「農地法第 4 条許可について」は 2 件でございます。

議案第 3 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 4 号「農地法第 5 条許可について」は 18 件でございます。

議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は 27 件でございます。

議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」は 68 件でございます。

以上、審議件数は 133 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積等促進計画（案）、農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、27 万 1,446 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、16 万 7,923 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 議案第1号農地法第3条許可について、3ページから4ページの4番までを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第3条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、6名の認定農業者と認定農業者である農地所有適格法人2法人が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。3ページの番号2、4ページの番号6、5ページの7、9、11、6ページの12、13、14、15、7ページの16、17が該当しますが、いずれも基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討したため、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号1を御覧ください。あわせて、11ページの議案第4号番号4を御覧ください。

関連がありますので、あわせて御説明いたします。

これらの申請は、営農型太陽光発電に関する申請です。

まず、お手元の「農地法第3条許可資料」を御覧ください。

申請地は、2ページの位置図のとおり、宮崎市佐土原町上田島にあります宮崎市立佐土原小学校から東に約1.5キロメートルに位置する土地です。

議案書3ページの番号1を御覧ください。

本案件は、太陽光パネルを設置する農地の空中部分につきまして、区分地上権を設定するための申請で、受人は宮崎市清武町木原在住の個人です。本案件は、令和3年第1回総会で許可しており、今回、区分地上権の許可期間が満了するため、更新の申請に及んだものです。申請内容は、太陽光パネルを設置する農地の上空部分2メートルから5メートルの区分地上権の更新となっております。

なお、区分地上権の設定期間は、議案書11ページの議案第4号番号4の一時転用

と同じ3年間となっております。

次に、議案書11ページの議案第4号番号4を御覧ください。

本案件は、太陽光パネルを支える支柱部分などの一時転用の申請で、受人は番号1と同じです。本案件も令和3年第1回総会で許可しており、今回、一時転用の許可期間が満了するため、更新の申請に及んだものです。申請地は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となっておりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当し、雨水は地下浸透で処理することから、営農や周辺農地への影響はないものと思われま

す。なお、一時転用の設定期間は、区分地上権と同じ3年間となっております。

次に、下部の農地について説明いたします。

営農型太陽光発電設備の下部の農地では、引き続きサカキを栽培する計画となっております。生育に支障のない遮光率で設計されていることを確認しております。

さらに、営農型太陽光発電設備の下部の農地で営農するに当たっては、営農上の支障がないか、当該作物の栽培などについて知見を有する者からの意見書の提出を受けることとなっており、本計画が適当である旨の意見書の提出を受けております。

次に、申請地の下部における営農状況について説明いたします。

お手元の資料の5ページから8ページを御覧ください。

資料の写真は申請地の写真となります。資料のとおり、現在、太陽光パネルの下部の農地にてサカキの生育を行っています。申請人から営農状況の報告書の提出もありました。現地調査にて草刈り等の保全管理もなされており、周辺に影響がないよう営農していることを確認いたしましたので、今回の更新の申請を受理いたしました。

以上のことから、議案として上程しております。

次に、番号4を御覧ください。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、学生時代から前職まで農業関連の仕事に従事し、業務の中で農業の現場を見たり、多くの生産者と交流する中で農業に強い魅力を感じ、定年を迎えたことを機に、実家の果樹・水稲経営を引き継ぎたいと思い、営農を計画し、本申請に至ったものです。今後、各作物の栽培管理を徹底し、最新の情報に留意し、常に改善を図りながら、高品質かつ収量の増加を図る計画となっております。



以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 申請番号2番をお伺ひしたいんですけれども、この方は認定農業者となっております。そして、申請事由は規模拡大となっておりますが、借りる面積が1,290平米、総経営面積も1,290平米ということは、新規に1,290平米で農業を始めた新規就農者ではないのでしょうか。

○事務局（前田） 受人は、もともと茨城県の神栖市で、御夫婦でピーマンを生産しており、神栖市では認定を取っていると聞いております。本市と神栖市の2拠点でピーマンの生産をしていきたいということで、将来的には法人化も検討しているそうですが、今のところは個人で経営する予定と聞いております。受人は本市に移住しており、最近、本市の認定を取得したばかりです。御主人は単身赴任で神栖市と本市を行き来しながら、御夫婦でピーマン栽培をしていきたいとのこと。御主人も、もし神栖市で任せられる方がいれば、本市にシフトしていきたいと聞いております。以上のことから、申請事由を新規就農ではなく規模拡大ということにしたところ。以上です。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページから6ページの11番までを議題とします。

○事務局（前田） 番号10を御覧ください。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、現所有者である叔父から農地の贈与の話を受け、大切な財産として、伝統ある農地を耕作し守り続けていくことを決心し、営農を計画し、本申請に至ったものです。今後は、近隣の農家に栽培管理技術を教えてもらいながら習得・向上に努め、収量の安定を図る計画となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、7ページを議題とします。

○事務局（前田） 番号17を御覧ください。

本案件は「割賦売買契約に基づく使用収益権設定」の申請です。これは、まず公社と受人とで土地の売買についての契約を結び、受人が売買代金を分割して支払い、その間、農地を耕作する権利を持ちますが、実際の所有権移転は売買代金完済後にしか行わないという権利設定です。

本案件では、まず受人が令和6年1月31日までに手付金及び内入金を支払い、その後、令和6年12月から令和14年12月までの9年間、毎年100万2,960円の年賦金

を支払いながら耕作するという契約内容となっております。

なお、9年後、売買代金の支払いを完了した後には、改めて農地法第3条の許可を受けて所有権移転を行うこととなっております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第2号農地法第4条許可について、8ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

なお、案件において、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第3号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、9ページを議題とします。

○事務局（領家） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について御説明します。

本案件は、宮崎市田野町の農地に一般個人住宅を建築する目的で、農地法第5条の転用許可申請を行い、昭和55年8月30日に許可を得ていますが、転用が実行されずに現在に至っています。今回、転用実行者を承継人に、用途も建売住宅に変更し、また、変更後の転用申請においても立地基準・一般基準を充足していることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請は、14ページの議案第4号番号16番で別途議案として上程しています。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第4号農地法第5条許可について、10ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断

し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号1を御覧ください。

申請人のうち、渡人は東京都在住の個人、受人は宮崎市大字芳士在住の個人など2名です。申請地は、宮崎市大字島之内にあります住吉地域センターから南西に約1キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号2です。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11ページから12ページの6番までを議題とします。

○事務局（領家） 番号3を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字富吉在住の個人、受人は宮崎市田野町に本拠を置く土木業等を営む法人です。申請地は、宮崎市大字浮田にあります生目地域センターから南西に約1キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を現場事務所等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、

現況のまま使用することで土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「農用地区域」及び「第1種農地」で「一時転用」に該当している案件は、番号4、5、6、12ページの番号7です。

なお、番号5、7の案件については、始末書付の案件となっております。農地法の許可を得ずに、申請地を現場事務所等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

なお、その他の案件においても、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第5号農用地利用集積等促進計画(案)について、16 ページから 21 ページの 20 番までの新規分、22 ページから 23 ページの 7 番までの変更分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、16 番佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

(16 番佐藤裕次郎委員退室)

○事務局(石三) 議案第5号農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請するため、今回、議案として上程するものでございます。

促進計画による貸借につきましては、新規分が16 ページの番号1番から21 ページ

の番号 20 番までの 20 件、変更分が 22 ページの番号 1 番から 23 ページの番号 7 番の 7 件でございます。

なお、変更分につきましては、農地中間管理機構・耕作者間の契約期間中に耕作者が変更となるものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

16 番佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（川越） 議案第 6 号農用地利用集積計画の決定について、24 ページから 56 ページの 57 番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、5 番鬼塚健太委員、8 番金丸隆幸委員、16 番佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

（5 番鬼塚健太委員、8 番金丸隆幸委員 16 番佐藤裕次郎委員退室）

○事務局（石三） 議案第 6 号農用地利用集積計画の申出につきましては、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、24 ページの番号 1 番から 56 ページの番号 57 番までの 57 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 6 件、新規設定が 9 件、賃借権の再設定が 11 件、新規設定が 29 件、中間管理の特例事業による貸借は 2 件となっております。

また、55 ページの番号 56 番から 56 ページの番号 57 番の 2 件につきましては、農



地中間管理機構が行います特例事業によるもので、後ほど説明します 61 ページの番号 66 番から番号 67 番により、農地中間管理機構である公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買い受け、買い手候補者に最長 4 年 10 か月間農地を貸し付けた後に、農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

5 番鬼塚健太委員、8 番金丸隆幸委員、16 番佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（5 番鬼塚健太委員、8 番金丸隆幸委員 16 番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（川越） 次に、57 ページから 62 ページの 68 番までの所有権移転分を議題とします。

○事務局（石三） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、57 ページの番号 58 番から 62 ページの番号 68 番までの 11 件でございます。

60 ページの番号 64 番から番号 65 番につきましては、7 ページ議案第 1 号番号 17 番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、不動産割賦売買契約に基づき、農地法第 3 条使用収益権を設定し、期間満了後に売り渡すものでございます。

また、61 ページの番号 66 番から番号 67 番につきましては、先ほど説明いたしました 55 ページの番号 56 番から 56 ページの番号 57 番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸付の後に売り渡す農地中間管理事業の特例事業によるものであり、62 ページの番号 68 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

タブレット内の「03 令和6年第1回総会報告」のファイルを押して、内容が表示されましたら、報告書表紙の次の2ページを御覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数8件でございます。

報告第2号は、農地法第5条第1項第6号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数17件でございます。

報告第3号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数3件でございます。

報告第4号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数19件でございます。

報告第5号は、「農地法第3条の3相続等による権利移動について」でございまして、その数3件でございます。

なお、報告第1号、第2号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第3号、第4号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（川越） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(川越) 御異議なしと認めます。よって、令和6年第1回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時45分閉会